「旧里道・旧水路」の管理について

平成12年4月1日に施行された「地方分権一括法」により、

- ○現に機能を有している里道·水路の法定外公共物は、平成17年3月末までに、市町村へ譲与(無償譲渡)
- ○機能を喪失したものについては、平成17年4月以降、国(財務局・財務事務所)において直接管理 を行うこととされました。

これにより、現在、機能を有する法定外公共物は市町村が管理しており、又、機能を喪失した旧法定 外公共物は国(財務局・財務事務所)において管理・売払いをしています。



「機能を有しているもの」とは?

里道又は水路として、現に、公共的な用途に 使用されているもの。







〈水路〉



「法定外公共物」とは?

道路法、河川法等の適用又は準用を受けてない公共物のことです。「里道・水路」がその代表的なものとされています。その総面積は、約4,300km²と推計(昭和42年建設省)されていることから、みなさんの身近にも多く存在しています。

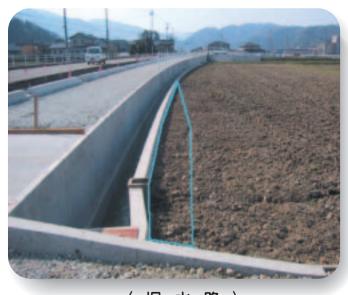


「機能を喪失しているもの」とは?

里道又は水路としての機能を失い、現に、 公共的な用途に使用されていないもの。



〈旧里道〉



〈旧水路〉